

地域包括支援センターだより

高齢者虐待のない地域を目指して



高齢者虐待とは「高齢者が養護者から不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命・健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」をいいます。

高齢者の中には、虐待を受け辛く不満があっても声に出せない方や養護者(介護者)が心身共に疲れ追い詰められていることもあります。あなたの身近に、そんな方はいませんか？

《虐待の例》

区分	具体的な例
身体的虐待	たたく。つねる。無理やり食事を口に入れる。ベッドに縛り付ける。やけど、打撲させる。
心理的虐待	失敗を嘲笑する。怒鳴る、ののしる。子ども扱いする。高齢者が話し掛けているのを意図的に無視する。
介護や世話の放棄・放任(ネグレクト)	入浴させず異臭がする。水分や食事を十分に与えず脱水や栄養失調の状態にする。ごみを放置する。
経済的虐待	日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。本人の年金や財産を無断で使用、処分する。
性的虐待	排せつの失敗に対して、罰として下半身を裸にして放置する。わいせつな行為を強要する。

早期発見のために

虐待を早期に発見し、虐待の深刻化を防ぐためには、住民同士での声の掛け合いや支え合い、認知症への正しい理解が必要です。虐待かとも思われる段階でも相談はできます。虐待になるまでの予防的相談も受け付けています。
※相談・通報者の個人情報保護されます。誰から連絡があったのか相手方に伝わることはありません。

《相談窓口》地域包括支援センター

地域名	電話番号	住所
豊岡	24-2409	立野町12-12
城崎・港	32-4599	城崎町湯島625-9
竹野	47-1425	竹野町須谷1478
日高	42-0158	日高町祢布891-2
出石	52-7015	出石町福住1302
但東	54-0515	但東町出合433-1

※城崎地域包括支援センターは、4月1日から城崎町桃島1057-1に移転します。

わたしたちの障害福祉

《問合せ》社会福祉課 ☎24-7033
ファクス24-4516

「手話言語」ってなに？

耳のきこえない、きこえにくい人のコミュニケーションの方法の一つが「手話言語」です。手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現します。

「手話言語」と「手話」は違うの？

同じです。2006年に国連で採択された障害者の権利に関する条約や、11年に日本で改正された障害者基本法において「手話は言語に含まれる」ことが明記されました。

「手話言語」は「日本語」とは異なる言語です。

きこえない、きこえにくい人と接するときのポイント

- ・肩をたたくなど合図をして目があったから話しましょう。
- ・マスクを外して、はっきり話す伝わりやすい。
- ・その時に、簡単な身振りや手話言語を付けると、とても分かりやすくなる。

全部手話言語でなくても

英語を話せない人でも、自分の知っている英語を使ってコミュニケーションを取ろうとします。少しずつでも学んだ手話言語を使って、きこえない人とコミュニケーションを取ってみましょう。まずはあいさつから。それが、わかり合うことになり、共に生きる地域社会の実現につながります。



出典：兵庫県手話ハンドブック

電話で特殊詐欺被害に遭わないために

自動録音機能付電話機等の 購入を補助します

県内の特殊詐欺被害が過去最悪のペースで増加しています。市内でも多数の被害が発生しています。高齢者が電話で特殊詐欺の被害に遭わないために、自動録音機能付電話機等の購入費用の一部を補助します。

▶対象 本市在住で補助金申請日に65歳以上の方

※子ども世帯と同居していても申請者が高齢者なら対象です。

▶対象要件 1月31日以降に、市内の販売店で購入した電話機など(各種ポイントでの購入に係る部分は対象外)

※1世帯当たり1台のみ

▶補助額(定額・補助上限)

▷自動録音機能付固定電話機購入 10,000円

▷外付録音機購入 5,000円

▶受付期間 3月3日(月)~12月26日(金)

※期間内でも予算が終了次第、受付は終了します。

▶申込方法

生活環境課または各振興局市民福祉課にある申請書(市ホームページからもダウンロード可)に記入の上、①氏名および生年月日が記載された身分証の写し(郵送の場合)②販売店のレシートまたは領収書の写し③製品保証書の写しおよび④振込先の通帳の写しを添付し、持参または郵送。

詳しくは、市ホームページで確認してください。

市ホームページ▶



《申込み・問合せ》生活環境課 ☎23-5304 または各振興局市民福祉課

警告メッセージ機能で詐欺防止

自動録音機能付電話機は、電話着信時に電話を掛けてきた相手に「この電話は、特殊詐欺被害防止のため、会話が録音されます」という警告アナウンスを流します。相手が詐欺の犯人である場合は、録音されて証拠が残るのを嫌い、通話を切ることが期待できます。

自給農作物を栽培している60歳以上の方へ

鳥獣害防護柵の設置費用を補助します

申込み受付開始

3月18日(火) ※先着順

自給農作物を栽培している本市在住の60歳以上の方(2025年4月1日現在)が鳥獣害防護柵を設置する場合、その費用を補助します。事前に資材を購入した場合は申込みができません。必ず資材購入前に申し込んでください。

▶補助の要件

次の要件を満たすもの(1世帯1回限り)

▷自給農作物を栽培するため市内に所有する畑に新規設置する

▷本事業以外に補助金の交付を受けていない

▶補助額 資材費の2分の1以内(設置に使用する道具は対象外)



▲畑に設置した防護柵

▶補助上限額

▷金網柵 75,000円

▷電気柵 35,000円

▷複合柵(金網柵と他の防護柵を組み合わせたもの) 55,000円

▶申込方法

「資材の見積書」「身分証明書」「設置箇所の地図」を農林水産課または各振興局地域振興課に提出

《申込み・問合せ》農林水産課 ☎23-1127 または各振興局地域振興課